

堺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会公印規則（昭和44年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「第3条第10号」を「第3条第9号」に改める。

別表就学事務専用堺市教育長印の項管理責任者及び個数の欄中「、南区役所にあつては区政企画室長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。